

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係17

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 愛知大臣, マイヤー駐日米国他紙, 佐藤総理, マイヤー大使, ロジャース米国务長官, 吉野局長., スナイダー駐日米国公使, 返還協定調印式 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43727

中国报告

○ 準備 -
- 1/3 已收

「中10ホ-22 おおのり2101113
たか3, 10Pと相違, ①合Cte
建設中心, (中10, ②)
21=2127=とといた。
たか3の745お 富路6053
至路に210氣均と123。
牛112 X 171 たかお=とといた」

- 子供子文位物 (14月?)

○ ①現地 - ②100-5473 宿子? (宿子) 正式に

③10月 各10月 宿子 宿子 宿子
(14月 7711-7611?)
可通(7611?)

○ 金額 - 10月 - 1/2 と31

(300 271)
x 10
2000 2 - 718 72,

中印. 新国. 864-13

- 100P 包体 送付 済

- 中印「花生用」として各五箱組(1人)
- 100P 包体送付済「A 包」, 上記の通り



南興り欧州線に貨物専用便就航 日本航空
 997便東京発22:00(木曜日)

手
後

沖繩返還協定締結交渉の経緯に関する
外務大臣報告（試案）

昭和四十六年一月二日
アメリカ局北米第一課長

沖繩返還協定締結交渉に関する現在までの経緯に関して御報告いたします。

秘 極
無 期 限
10 部の内
8 号

北米第一課長

戦後の日米関係で最大の懸案であつた沖繩返還問題が、昭和四十四年一月二一日の佐藤総理大臣とニクソン大統領との間の共同声明によつて、沖繩が一九七二年中、核ぬき、本土並にわが国に返還されることにつき基本的な合意をみたことは、夙に御承知のとおりであります。これ以来日米間におきまして沖繩返還協定の締結のため交渉が東京で開かれ、私とマイヤー駐日米國大使との間で話し合いが重ねられて参りました。が、その結果交渉も極度妥結に近づいてゐる次第であります。

この交渉における日本側の基本方針は共同声明の三原則、すなわ

ち、一九七二年中、核ぬき、本土並を買き、円滑な復帰の実現をもたらすこととあります。今までの交渉を通じてこの基本方針は十分に買かれたと確信いたしております。

復帰の実現ということを考えるに当つて、さる大戦末期わが国土唯一の突戦場となつて以来の沖繩県民各位の悲痛な御体験を想起して、深く思いをいたす次第であります。焼土から出発した戦後の長い期間、沖繩・本土を問わず國民の胸を去らなかつた沖繩の祖国復帰の悲願こそ米國の大統領を動かして、日米合意による返還を可能ならしめた原動力であります。日米兩國の親知がもたらした沖繩返還は、戦争による領土問題の平和的話し合いによる解決として、歴史に稀有の出来ごとであります。この世界史的意義、特に自由世界最大の経済力を有する日米兩國の友好関係をいやが上にも安定した基礎に乗せたことが世界平和の維持増進に至大の貢献をしている点を忘れることは出来ません。返還協定締結交渉はこのよりな基本的認識に立つて進められていきます。

⑤ 復帰に

かきつけられた
Shock 8/24/53
DPO 18 02 23 10 11
2/11

復帰はまた二十五年以上にわたる米国の施政の終了を意味するだけに、沖縄県民にとっては大きな変革であります。復帰はできるだけ円滑に実現されねばなりません。このこともまた協定交渉に反映され、政府が綿意作業中の復帰準備措置と相まつて、復帰後の県民生活の保全・向上が極力はかられることとなります。

本土並みについては、従来たびたび申し述べて参りましたように、共同声明第七項で総理大臣と大統領が合意した安保条約及び関連諸取決めが変更なしに沖縄に適用されることを意味しております。これは御承知のとおりであります。これは換言すれば、沖縄の米軍は本土と全く同様に、全面的に事前協議体制の下におかれ、その行動の面で在本土米軍と全く同じ立場となり、また沖縄の米軍基地も安保条約、地位協定による施設・区域として、わが国の諸法令の適用下におかれるということでもあります。本土並みとはこのようなことであり、たとえば一部でいわれるように、沖縄の米軍基地の面積や

トに
早解か

トに
(早解か)

規模が物理的に広大な本土にちらばつてゐる程度に縮小されたり、本土と少しでも異なる米軍部隊は駐留できないということの意味しません。返還協定締結交渉に当つて、この点は十分に貫かれており、沖縄米軍は在日米軍同様わが国の安全にとつて必要な機能を本土並みの枠内で保持することとなります。また従来ともすればあり勝ちな沖縄米軍をめぐる諸問題も本土と同様に解決されることとなります。

核抜きについては、よく御存じのとおり、共同声明第八項ではつきりしているように、米国の大統領はわが国の非核三原則に基づき政策に反しないよう、沖縄の返還を実施することを確約しており、米国が大統領の確約を間違ひなく実行することが当然で、あらためて返還協定に謳うことは特に必要ではありません。いずれにせよこの点でもわが国の基本方針が完全に貫かれていることは御安心願いたいと存じます。

以上申し上げたとおり、交渉において基本原則はすべて米側の理解するところであり、協定案に反映されており、具体的諸問題についても米側は出来る限りわが方に対し譲歩を示しております。特に沖縄の米系外資企業等の復帰後の存続、米國航空企業の新編へ^{沖縄系へ}の遷航などは後に御説明します如く善処方に同意し、また米國にとつて極めて重要な軍事面ではウィエトナムよりの米軍の撤退に伴い再配置などから来る基地使用の増加にもかかわらず出来る限りその規模の抑制に努力し、さらに若干の特殊な部隊については後に述べるようにその在り方についてわが方の要望を容れることとしてい

ます。
先程申し上げましたとおり、沖縄の祖國復帰は一大変革であり、このことは施政権者米國にも当てはまりますが、同時にこれが円滑に運ばるべきことも同じく米國について当てはまります。御承知の如く米國は種々の事情から財政上の困難な問題を抱えており、沖縄

トッてまじりませり

返還によつて多額の資産をわが國に移譲する上に、復帰に伴い余分の経費を負担することとなるので、これらの事情を考慮してわが國が米國に一定額の支払いをすることは、円滑な復帰に資する所以であります。よつて後に御説明するよりに協定にこの点に関する条項を入れることいたしました。
右の財政上の事情特に米政府の対議會関係の限界はまたわが國及び國民、特に沖縄県民の対米請求権の問題に強くあらわれておりますことは後に述べるつもりであります。また米側の対日譲歩の限度はVOAの在沖^{沖縄}中継施設問題に最もはつきりと示され、米國は同施設の即時撤去には到底応じ得ないとの立場が明瞭でありましたので、後に御説明するよりの暫定的解決が考えられている次第であります。

（右の交渉）

（右の交渉）

114
（此の協定は米の領土
に於ける権利を以て）

右のように米國は極力譲歩を見せています。しかし對聯會關係を
中心としておのずから懸界があり、政府としては今後の交渉を鋭意
進める所存であります。右の事情も念頭におき、沖繩返還に關す
る基本的同意という史上稀な英断を、困難をおかして下したニクソ
ン大統領のステーツマンシップが充分生かされるより配慮すべきで
あるかと信じています。

それではこれより返還協定及び關連事項につき、交渉の進捗ぶり
を御報告いたしたいと存じますが、申すまでもなくいまだ交渉中の
ことでもあり、概要を御説明させて頂きます。

この協定案は沖繩がわが國に返還されるという基本的事実を中心
とし、これに關連するいくつかの原則的事項に絞つた簡素なもので
あり、この意味で奄美・小笠原返還協定と似たところがあります。
但し國會の御承認を受くべき立法事項はすべて網羅されており、こ
のほか國會に提出すべき取り決めはございません。もちろん行政

府限りで処理出来る細目事項については若干の対米合意は考えられ
ていますが、これらはすべて公表されることとなります。

✓

126A
1951年11月26日
安保条約及び関連取極
の署名

返還協定は、その前文において、開協定が締結されるに至つた経緯を述べることとなるものと考えられます。従つて締結に至る経緯のうち、最も重要であり、沖縄返還の基礎文書ともいふべき一昨年十一月の佐藤総理大臣とエクソン大統領との間の共同声明が当然引用されることとなると考えられますが、そもそも日米共同声明が安保条約を交質したものでないことは、政府がすでに再三再四明らかにしてきたつてゐるところでありますし、これから申し上げるとあり、安保条約及び関連取極がなんらの変更を受けることなく沖縄にも適用されることによりまして、交質論に根拠がなかつたことが明らかになると思ひます。

条約本文につきましては、なお鋭意米側と折衝中であり、その詳細を御報告しうる段階に至つておらず、また、その立場にもありませんが、その主要条項となる諸問題の概要を申し上げれば次のとおりであります。

まず第一に、協定は、米國がわが國のために平和条約第三条に基づき沖縄の施設権を放棄し、わが國がこの施設権を引受けること、また、返還される領域は、平和条約第三条の地域から奄美、小笠原両返還協定によつて返還された地域を除いた残りの全地域であることとを明らかにすることとなるものと考えられます。

第二に、日米安保条約及び関連取極、通商航海条約等の日米間の二國間条約が復讐の日から沖縄に適用されるとの確認を行なうこととなります。このように安保条約、地位協定、事前協議に関する交換公文等が沖縄にも適用になるのでありまして、従つて後の持ち込みをはじめ職務作戦行動のための免遣も当然事前協議の対象となり、いわゆる基地の自由使用などということはありえないこととなります。

第三に、右の第二点からも当然のことながら、わが國は、復讐に当り安保条約及び地位協定等の関連取極に従ひ、米國に対し沖縄に

ついて施設・区域を提供することとなりますが、政府としては、協定署名に当り、現在米軍が沖縄において使用している軍用地のうち、具体的にいかなるものを復旧に当り施設・区域として提供することとなるか、いかなるものが一旦提供された上で近い将来に返還されることとなるか、いかなるものが復旧までに解放輸送されることとなるかを念らかの方法で明らかにしたいと考えております。政府としては、現地の要望をも念慮におき、いわゆる基地の整理統合に真剣に取り組んでいる次第であります。安保条約に基づき必要な施設・区域はこれを米軍に提供することが、沖縄を含むわが国の安全、日本を含む極東の安全のため必要であるとともに、いわゆる基地の解放も、イデオロギーの立場からする解放要求は別として、講和後の本土で行なつてきたように、ある程度の時間をかけて慎重、かつ、現実的に取組んで行くことが必要であり、かつ、沖縄県民の福祉に資する所以でもあるのではないかと考えております。

島の防衛

ku

Rwto
SOPAT
か
R.G. SR
は

既得権

第四に、沖縄住民の方々からの要望に接している諸々の対米請求に関しましては、政府としては、できる限りの努力を続けまいとありますが、米側にもその法制上の建前等があり、現在までのところ、未だ満足すべき解決に達しておりません。

第五に、沖縄において施設・区域として提供される地域外の米軍政府所有財産は、琉球電力公社、琉球水道公社、琉球開発金融公社のものをはじめとして、原則としてわが国に移転されることとなります。政府としては、これら米軍の負担にかかる多大の資産がわが国の手にわたることなどを勘案して、公正妥当な額の支払いを米軍政府に対し行なうことを考えております。これら資産の最終的な処理に当っては、国政上必要なものは将来とも国に属することになりますが、沖縄県民の福祉を十分考慮して、それぞれの資産に最も適切な方法で処理して参りたいと考えております。

第六に、現在沖縄において運営されているヴォイス・オブ・アム

島の防衛
publ. 島の防衛
か
島の防衛
島の防衛

↑

は

モ比等しく
かつ等しく
(注) 等しく

リカの中議局に關しましては、電波法等が国の法制上の建前か
らいたしまして、かかる外國政府の放送業務がわが国内で行なわ
れることが望ましくないことは当然であります。他方米國政府にと
りましては、沖繩返還という自らの英断の前に長年継続してきた自
らの事業を將來の計画も立たずして突如として断念を余儀なくされ
ることになることが大きな問題であることも推測に難くないこと
ろであります。この問題については、双方それぞれ立場から語合
いが行なわれており、未だ特定の結論に達していない状況にありま
す。

第七に、裁判の引継ぎの問題については、復帰前の沖繩の社会秩
序の安定性を維持しつつ沖繩の円滑な復帰をはかるといふ観点から、
現地裁判所の裁判は、原則として引継ぐとの方向で交渉中でありま
す。

米の立場
米の立場
米の立場
米の立場
米の立場

法令運用上
行政上の口内語
行政上の口内語
行政上の口内語

以上のほか、協定外事項として外資系企業等の取扱ひの問題、航
空問題等がございます。

外國人及び外資系企業等の復帰後における取扱ひにつきましては、
これまでこれらのものの活動の実態把握に努めるとともに、これら
のものが相当の期間にわたつて沖繩で正當に活動してきたこと、わ
が國の外資政策との適合性を考慮に入れ、具体的な取扱ひ方針の
検討を行なつてきたところ、近く政府としての方針を決定しうる見
込みであります。

また、現在沖繩に乗り入れている米國航空企業の問題につきまして
は、復帰後は本土・沖繩間の内國運輸は認めないが、國際運輸につ
いては一定の暫定期間中引継ぎ運輸を認めるといふ方向で交渉を行
なつております。

同筆化

letter

沖縄返還の世界史的意義を各位がよく御理解下されることをお願
して、御報告を終わらせていただきます。

木ノ花

沖繩返還協定締結交渉の経緯に関する
外務大臣報告（案）
昭和四六、五、一三
外務省

沖繩返還協定締結交渉に関する現在までの経緯に関して御報告いたします。

戦後の日米関係で最大の懸案であつた沖繩返還問題が、昭和四十四年十一月二十一日の佐藤総理大臣とニクソン大統領との間の共同声明によつて、沖繩が一九七二年中・核抜き・本土並みでわが国に返還されることにつき基本的な合意をみたことは、夙に御承知のとおりであります。これ以来日米間におきまして沖繩返還協定の締結のための交渉が東京で開かれ、私とマイヤー駐日米国大使との間で話合いが重ねられて参りました。

復帰の実現ということを考えるに當つて、去る大戦末期わが国土唯一の実戦場となつて以来の沖繩県民各位の悲痛な御体験を想起して、深く思いをいたす次第であります。焼土から出発した戦後の長

秘
無期限
内部の号

い期間、沖繩・本土を問わず一日として国民の胸を去らなかつた沖繩の祖国復帰の悲願こそ、日米合意による返還を可能ならしめた原動力であります。

米側との交渉における日本側の基本方針は、共同声明の三原則、すなわち、一九七二年中・核抜き・本土並みを貫き、円滑な復帰の実現をもたらすこととあります。今までの交渉を通じてこの基本方針は十分に貫かれたと確信いたしております。

核抜きについては、共同声明第八項ではつきりしているように、米国の大統領はわが国の核に対する政策に反しないよう、沖繩の返還を実施することを確約しており、返還時に沖繩に核が存在しないことはなんら疑いのないところとあります。

本土並みについては、従来たびたび申述べて参りましたように、共同声明第七項で総理大臣と大統領が合意した安保条約及び関連諸取決めが、変更なしに沖繩に適用されることはよく御承知のとおり

であります。そして、このことは、後に述べますように、協定条文中にも明らかたされるところであります。

それではこれより返還協定及び関連事項につき、交渉の進捗ぶりを御報告いたしたいと存じますが、申すまでもなくいまだ交渉中のことでもあり、概要を御説明させていただきます。

この協定は、沖縄がわが国に返還されること及び返還に關連して日米間に合意を要する重要な事項を規定するものであります。もとより国会において十分な御審議をいただくものでございます。なお、協定の実施に伴う若干の細目取決めを予定しております。返還協定は、その前文において、同協定が締結されるに至つた経緯を述べることとなるものと考えられます。

協定本文につきましては、まず第一に、米国がわが国のために平和条約第三条に基づく沖縄の施政権を放棄し、わが国がこの施政権を引受けること、また、返還される領域は、平和条約第三条の地域

から奄美、小笠原両返還協定によつて返還された地域を除いた残りの全地域であることを明らかにすることとなるものと考えられます。

第二に、日米安保条約及び関連^諸取極、通商航海条約等の日米間の二国間条約が復帰の日から沖縄に適用されるとの確認を行なうこととなります。このように安保条約、地位協定、事前協議に關する交換公文等が沖縄にも適用になるのであります。従つて核の持込みをはじめ戦闘作戦行動のための発進も当然事前協議の対象となり、いわゆる基地の自由使用などということはありえないことでもあります。

第三に、右の第二点からも当然のことながら、わが国は、復帰に當り安保条約及び地位協定等の関連取極に従い、米国に対し沖縄において施設・区域を提供することとなります。政府としては、協定署名に當り、現在米国が沖縄において使用している軍用地のうち、具体的にいかなるものを復帰に當り施設・区域として提供すること

となるか、いかなるものが一旦提供された上で近い将来に返還されることとなるか、いかなるものが復帰までに解放縮少されることとなるかを適当な方法で明らかにしたいと考えております。政府としては、沖縄県民の要望を常に念頭に置き、基地の整理統合に真剣に取り組んでいる次第であります。安保条約に基づき必要な施設・区域はこれを米国に提供することが、沖縄を含むわが国の安全、日本を含む極東の安全のため必要であることも考慮されなければなりません。

第四に、沖縄県民の方々からの要望に接している諸々の対米請求に関しましては、政府としては、できる限りの努力を続けてきておりますが、米側にもその法制上の建前等があり、未だ満足すべき解決に達しておりません。

第五に、裁判の引継ぎの問題については、社会秩序の安定性を維持しつつ沖縄の円滑な復帰をはかるといふ観点から、琉球政府裁判

所及び米国民政府裁判所の裁判は、民事事件、刑事事件とも原則として引継ぐとの方向で合意をみるに至ると考えております。

第六に、沖縄における米国民政府の民生用資産は、三公社をはじめとして、わが国に移転されることとなります。政府としては、これら資産が沖縄県民にとり有用なものであることなどを考慮して、公正妥当な額の支払いを米国民政府に対し行なうことを考えております。なお、これら資産のとりあつかいに関しては、沖縄県民の福祉を十分考慮して、それぞれの資産に最も適切な方法で処理して参りたいと考えております。

以上のほか交渉中のものとして、現在沖縄において運営されているヴォイス・オブ・アメリカの中継局のとりあつかいの問題があります。この問題につきましては、電波法等わが国の法制上の建前からいたしましても、かかる外国政府の放送業務がわが国内で行なわれることが望ましくないことは当然であります。他方、米国民政府は、

ヴォイス・オブ・アメリカはその放送内容からしてもなんら刺激的なものを含まず、國務省の事業の一貫として諸外国においても行なわれているものとして、その継続を強く要望しております。この困難な問題については、なんらかの解決を見出すべく話し合いが続けられておりますが、未だ特定の結論に達していない状況にあります。さらに、交渉事項として外資系企業等の取扱いの問題、航空問題等がございます。

外国人及び外資系企業等の復帰後における取扱いにつきましては、これまでこれらのものの活動の実態把握に努めるとともに、これらのものが相当の期間にわたつて沖縄で正當に活動してきたこと、わが国の外資政策との斉合性を考慮に入れ、具体的な取扱い方針の検討を行なつてきたところ、近く政府としての方針を米側に通報しうる見込みであります。

また、現在沖縄に乘入れている米國航空企業の問題につきまして

は、復帰後は本土・沖縄間の内國運輸は認めないが、國際運輸については一定の暫定期間中引続き運輸を認めるといふ方向で妥結の見込みとなつております。

最後に、いわゆる沖縄における米國の特殊部隊の問題がございますが、従来しばしば国会で説明して参つたとおり、復帰後は当然日米安保条約の枠内でのみその活動、存続が認められることは当然であり、そのために所要の話し合いを行なつております。

以上申述べましたところが協定及びその他の問題に関する交渉経緯の概略でございますが、政府といたしましては、この交渉が一日も早く妥結し、調印の運びとなるよう鋭意努力中であります。

政府としては、協定の承認を求める国会におきまして沖縄の復帰に関する法律案を同時に提出し、御審議を願うことといたしておりますが、これらの法律等により沖縄県民の方々が憲法の下、完全な本

秘 極
無 期 限
写 50 部 の 内
6 号

最 終 稿

沖繩返還交渉に関する外務大臣報告（案）

昭和四六、五、一三
外務省

沖繩返還交渉に関する現在までの経緯に関して御報告いたします。
戦後の日米関係で最大の懸案であつた沖繩返還問題が、昭和四十四年十一月二十一日の佐藤総理大臣とニクソン大統領との間の共同声明によつて、沖繩が一九七二年中、核抜き・本土並みでわが国に返還されることにつき基本的な合意をみたことは、夙に御承知のとおりであります。それ以来日米間におきまして沖繩返還協定の締結のための交渉が東京で開かれ、私とマイヤー駐日米国大使との間で話合いが重ねられて参りました。
米側との交渉における日本側の基本方針は、一九七二年中、核抜き・本土並みという共同声明の三原則に基づいて円滑な復帰の実現をもたらすこととあります。私は、今までの交渉を通じてこの基本

士の一員として安心して祖国に復帰できるよう万般の措置をとる所存であります。
協定は、国会の御承認をえた上で、米側の手続終了とも相まつて批准書の交換を行ない、明一九七二年のなるべく早い時期に、民族の悲願たる沖繩の祖国復帰を達成する所存であります。国民各位の一層の御理解と御支援をお願いする次第であります。

方針が十分に貫かれるものと確信いたしております。

これより返還交渉の進捗ぶりを御報告いたしたいと存じますが、申すまでもなくいまだ交渉中のことでもあり、概要の説明にとどめさせていただきます。

返還協定につきましては、まずその前文において、同協定が締結されるに至つた経緯を述べることとなるものと考えられます。

本文におきましては、第一に、米國がサン・フランシスコ平和条約第三条に基づく沖繩の施政権をわが國に返還すること、また、返還される領域は、平和条約第三条の地域から奄美、小笠原両返還協定によつて返還された地域を除いた残りの全地域であることを明らかにすることとなるものと考えられます。

第二に、安保条約及び関連諸取極、通商航海条約等の日米間の二国間条約が復帰の日から沖繩に適用されることの確認を行なうことになりす。このように安保条約、地位協定、事前協議に関する交換

公文等がそのままならの変更なしに沖繩に適用になるのであります。従つて、核の持込み、戦闘作戦行動のための発進等も当然事前協議の対象となり、いわゆる基地の自由使用などということはありえないこととあります。

第三に、わが國は、復帰に当り安保条約及び地位協定に従い、米國に対し沖繩において施設・区域を提供することとなります。政府としては、協定署名に当り、現在米國が沖繩において使用している軍用地のうち、復帰に当り施設・区域として提供することとなるもの、一旦提供された上で近い将来に返還されることとなるもの、復帰までに返還は縮少されることになるもの、を適当な方法で明らかにしたい所存であります。政府としては、沖繩県民の要望を常に念頭におき、基地の整理統合に真剣に取り組んでいる次第であります。安保条約第六条の規定に従い、必要な施設・区域を米國に提供することは、これまた当然のこととあります。

第四に、沖縄県民の方々からの要望に接している諸々の対米請求
に關しましては、未だ満足すべき解決に達しておりませんが、政府
としては、今後ともできる限りの努力を続けて行く所存であります。

第五に、裁判の引継ぎの問題については、社会秩序の安定性を維
持しつつ円滑な復帰をはかるといふ観点から、琉球政府裁判所及び
米国民政府裁判所の裁判は、民事事件、刑事事件とも原則として引
継ぐとの方向で合意をみるに至ると考えております。

第六に、沖縄における民生上有益な米国民政府の資産は、三公社を
はじめとして、わが国に移転されることとなります。政府としては、
これら資産が沖縄県民にとり有用なものであることを考慮して、
公正妥当な額の支払いを米国民政府に対し行なうことを考えておりま
す。なお、これらの資産のとりあつかいについては、沖縄県民の福
祉を十分考慮して、それぞれの資産に最も適切な方法で処理して参
りたいと考えております。

また、沖縄返還にともなう米国民政府の
財産の引継ぎ等につき

以上のほか交渉中のものとして、現在沖縄において運営されてい
る「アメリカの声」(V.O.A)の中継局のとりあつかいの問題があ
ります。この問題につきましては、電波法等わが国の法制上の建前
からいたしましても、かかる外国政府の放送業務がわが国内で行な
われることが望ましくないことは当然であります。他方、米国民政府
は、V.O.Aはその放送内容からしてもなんら刺激的なものを含まず、
米国民政府の事業の一環として諸外国においても行なわれているもの
として、その継続を強く要望しております。この困難な問題について
は、なんらかの解決を見出すべく話し合いが続けられておりますが、
未だ結論に達していない状況にあります。

さらに、交渉事項として外資系企業等の取扱いの問題、航空問題
等がございます。

外国人及び外資系企業等の復帰後における取扱いにつきましては、
これまでこれらのものの活動の実態把握に努めるとともに、これら

のもの大部分が相当の期間にわたつて沖縄で正当に活動してきたこと、沖縄経済の将来のあり方、わが国の外資政策等を考慮に入れ、具体的な取扱い方針の検討を行なつてきたところ、近く政府としての方針を米側に通報しうる見込みであります。

また、現在沖縄に乘入れている米国防空企業の問題につきましては、復帰後は本土・沖縄間の内国運輸は認めないが、国際運輸については一定の暫定期間中引続き運輸を認めるといふ方向で妥結の見込みとなつております。

最後に、沖縄における米国のいわゆる特殊部隊の問題でございますが、従来しばしば国会で説明して参つたとおり、復帰後は安保条約の枠内でのみその活動、存続が認められることは当然であり、そのために所要の話し合いを行なつております。

以上申述べましたところが協定及びその他の問題に関する交渉経緯の概略でございますが、政府といたしましては、この交渉が一日

も早く妥結し、調印の運びとなるよう鋭意努力中であります。

そして、協定は、国会の承認をえた上で、米側の手続終了とも相まつて批准書の交換を行ない、明一九七二年のなるべく早い時期に、民族の悲願たる沖縄の祖国復帰を達成する所存であります。国民各位の一層の御理解と御支援をお願いする次第であります。

以上で御報告を終わりますが、沖縄県民の方々が日本国憲法の下に安心して祖国に復帰できるためには、諸般の対策を必要といたします。このため、政府といたしましては、協定の承認を求める国会におきまして、沖縄の民生の向上、経済の振興、県民の福祉の増進等の確保を目的とする法律案を協定と同時に提出して御審議を願うことといたしておりますことを申添える次第でございます。

沖繩返還交渉に関する外務大臣報告
昭和四六、五、一五
外務省

公表禁止
いかなる方法でも
国会報告終了確認まで

注意

沖繩返還交渉に関する現在までの経緯に関して御報告いたします。戦後の日米関係で最大の懸案であつた沖繩返還問題が、昭和四十四年十一月二十一日の佐藤総理大臣とニクソン大統領との間の共同声明によつて、沖繩が一九七二年中・核抜き・本土並みでわが国に返還されることにつき基本的な合意をみたことは、夙に御承知のとおりであります。それ以来日米間におきまして沖繩返還協定の締結のための交渉が東京で開かれ、私とマイヤー駐日米国大使との間で話合いが重ねられて参りました。米側との交渉における日本側の基本方針は、一九七二年中・核抜き・本土並みという共同声明の三原則に基づいて円滑な復帰の実現をもたらすこととあります。私は、今までの交渉を通じてこの基本

方針が十分に貫かれるものと確信いたしております。

これより返還交渉の進捗ぶりを御報告いたしたいと存じますが、申すまでもなくいまだ交渉中のことでもあり、概要の説明にとどめさせていただきます。

返還協定につきましては、まずその前文において、同協定が締結されるに至つた経緯を述べることとなるものと考えられます。

本文におきましては、第一に、米国がサン・フランシスコ平和条約第三条に基づく沖繩の施政権をわが国に返還すること、また、返還される領域は、平和条約第三条の地域から奄美、小笠原両返還協定によつて返還された地域を除いた残りの全地域であることを明らかにすることとなるものと考へられます。

第二に、安保条約及び関連諸取極、通商航海条約等の日米間の二国間条約が復帰の日から沖繩に適用されるとの確認を行なうこととなります。このように安保条約、地位協定、事前協議に関する交換

公文等がそのままならの変更なしに沖縄に適用になるのでありまして、従つて、核の持込み、戦闘作戦行動のための発進等も当然事前協議の対象となるわけでありませう。

第三に、わが国は、復帰に当り安保条約及び地位協定に従い、米国に対し沖縄において施設・区域を提供することとなります。政府としては、協定署名に当り、現在米国が沖縄において使用している軍用地のうち、復帰に当り施設・区域として提供することとなるもの、一旦提供された上で近い将来に返還されることとなるもの、復帰まで返還又は縮小されることになるもの、を適当な方法で明らかにした所存であります。政府としては、沖縄県民の要望を常に念頭におき、基地の整理統合に真剣に取り組んでいる次第であります。安保条約第六条の規定に従い、必要な施設・区域を米国に提供することは、これまた当然のこととあります。

第四に、沖縄県民の方々からの要望に接している諸々の対米請求

に関しましては、未だ満足すべき解決に達しておりませんが、政府としては、今後ともできる限りの努力を続けて行く所存であります。第五に、裁判の引継ぎの問題については、社会秩序の安定性を維持しつつ円滑な復帰をはかるといふ観点から、琉球政府裁判所及び米国民政府裁判所の裁判は、民事事件、刑事事件とも原則として引継ぐとの方向で合意をみるに至ると考えております。

第六に、沖縄における民生上有益な米國政府の資産は、三公社をはじめとして、わが国に移転されることとなります。政府としてはこれら資産が沖縄県民にとり有用なものであること、また、沖縄返還により米國が特別な負担を要することを考慮して、公正妥当な額の支払いを米國政府に対し行なうことを考えております。なお、これらの資産のとりあつかいについては、沖縄県民の福祉を十分考慮して、それぞれの資産に最も適切な方法で処理して参りたいと考えております。

以上のほか交渉中のものとして、現在沖縄において運営されている「アメリカの声」(V.O.A)の中継局のとりあつかいの問題があります。この問題につきましては、電波法等わが国の法制上の建前からいたしましても、かかる外国政府の放送業務がわが国内で行なわれることが望ましくないことは当然であります。他方、米政府は、V.O.Aはその放送内容からしてもなんら刺激的なものを含まず、米国外広報庁の事業の一環として諸外国においても行なわれているものとして、その継続を強く要望しております。この困難な問題については、なんらかの解決を見出すべく話し合いが続けられておりますが、未だ結論に達していない状況にあります。

さらに、交渉事項として外資系企業等の取扱いの問題、航空問題等がございます。

外国人及び外資系企業等の復帰後における取扱いにつきましては、これまでこれらのものの活動の実態把握に努めるとともに、これら

5

のもの的大部分が相当の期間にわたつて沖縄で正当に活動してきたこと、沖縄経済の将来のあり方、わが国の外資政策等を考慮に入れ、具体的な取扱い方針の検討を行なつてきたところ、近く政府としての方針を米側に通報しうる見込みであります。

また、現在沖縄に乗入れている米國航空企業の問題につきましても、復帰後は本土・沖縄間の内國運輸は認めないが、国際運輸については一定の暫定期間中引続き運航を認めるといふ方向で妥結の見込みとなっております。

最後に、沖縄における米國のいわゆる特殊部隊の問題でございますが、従来しばしば国会で説明して参つたとおり、復帰後は安保条約の枠内でのみその活動、存続が認められることは当然であり、そのために所要の話し合いを行なつております。

以上申述べましたところが協定及びその他の問題に關する交渉経緯の概略でございますが、政府といたしましては、この交渉が一日

6

も早く妥結し、調印の運びとなるよう鋭意努力中であります。
そして、協定は、国会の御承認をえた上で、米側の手続終了とも
相まつて批准書の交換を行ない、明一九七二年のなるべく早い時期
に、民族の悲願たる沖縄の祖国復帰を達成する所存であります。が、
国民各位の一層の御理解と御支援をお願いする次第であります。
以上で御報告を終わりますが、沖縄県民の方々が日本国憲法の下に
安心して祖国に復帰できるためには、諸般の対策を必要といたしま
す。このため、政府といたしましては、協定の承認を求め、国会に
おきまして、沖縄の民生の向上、経済の振興、県民の福祉の増進等
の確保を目的とする法律案を協定と同時に提出して御審議を願うこ
とをいたしておりますことを申添える次第でございます。